

大分県報

令和二年
号外（二八）
三月三十一日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………一
職員の仕事管理に関する規則の一部改正……………二
人事委員会告示
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………二

○人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ロ及びハ中「受ける職員」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第十四条第一号中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附則に次の一項を加える。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

6 行政職給料表以外の給料表の適用を受ける他の職員との均衡を考慮して、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級の職員に相当するものとして人事委員会が定めるものについては、当分の間、別表第一イの職員欄に掲げる職務の級が三級の職員（人事

委員会が定める職員を除く。）とみなす。

別表第一のイの表の行政職給料表の部の係長級の項中「3年以上又は4級45号給」を「2年以上又は4級41号給」に、「3年以上及び4級45号給」を「2年以上及び4級41号給」に改め、同表の研究職給料表の部の科長級の項中「3年以上又は3級49号給」を「2年以上又は3級45号給」に改め、同部の主任・技師級の項中「3級73号給」を「3級69号給」に、「3級72号給」を「3級68号給」に、「2級33号給」を「2級29号給」に改め、同表の医療職給料表（一）の部の医師級の項中「1級33号給」を「1級29号給」に改め、同表の医療職給料表（二）の部の係長級の項中「3年以上又は5級37号給」を「2年以上又は5級33号給」に、「3年以上及び5級37号給」を「2年以上及び5級33号給」に改め、同部の主任・技師級の項中「3級17号給」を「3級13号給」に改め、同表の海事職給料表の部の航海長級の項中「3年以上又は4級65号給」を「2年以上又は4級61号給」に、「3年以上及び4級65号給」を「2年以上及び4級61号給」に改め、同部の航海士級の項中「4級93号給」を「4級89号給」に、「（4級17号給以上4級92号給以下の職員に限る。）」を「（4級13号給以上4級88号給以下の職員に限る。）及び3級の職員（3級29号給以上の職員に限る。）」に改め、同部の業務技師級の項中「4級81号給」を「4級77号給」に、「3級29号給以上4級80号給」を「3級25号給以上4級76号給」に改め、同表の公安職給料表の部の係長級の項中「4年以上又は5級49号給」を「3年以上又は5級45号給」に、「4級97号給」を「4級93号給」に、「4年以上及び5級49号給」を「3年以上及び5級45号給」に改め、同部の主任級の項中「4級97号給」を「4級93号給」に、「3級37号給」を「3級33号給」に改め、同部の巡查級の項中「3級117号給」を「3級113号給」に、「3級37号給以上3級116号給」を「3級33号給以上3級112号給」に改め、同表の教育職給料表（一）の部の教諭 養護教諭 栄養教諭 講師（任期の期限を付さない講師に限る。）の項中「2級109号給」を「2級105号給」に、「2級33号給以上2級108号給」を「2級29号給以上2級104号給」に改め、同部の講師 助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舎指導員の項中「2級109号給」を「2級105号給」に、「2級86号給」を「2級81号給」に、「

- (1) 職務の級が2級の職員のうち免許を有する実習助手（2級33号給以上2級108号給以下の職員であつて人事委員会の定める職員以外のものに限る。）
- (2) 職務の級が2級の職員のうち免許を有する実習助手以外の職員（2級85号給以下の職員であつて人事委員会の定める職員以外のものに限る。）
- (3) 職務の級が1級の職員のうち免許を有する実習助手（1級55号

100分の5 を

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第二号の表中「大分県監査事務局」を「大分県監査委員事務局」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

<p>(1) 職務の級が2級の職員のうち免許を有する実習助手（2級29号給以上2級104号給以下の職員であつて人事委員会の定める職員以外のものに限る。）</p> <p>(2) 職務の級が2級の職員のうち免許を有する実習助手以外の職員（2級80号給以下の職員であつて人事委員会の定める職員以外のものに限る。）</p> <p>(3) 職務の級が1級の職員（1級51号給以上の職員であつて人事委員会の定める職員以外のものに限る。）</p>	<p>100分の5</p>
--	---------------

改め、同表の教育職給料表(一)の部の教諭 養護教諭 栄養教諭 講師（任期の期限を付さない講師に限る。）の項中「2級121号給」を「2級117号給」と、「2級45号給以上2級120号給」を「2級41号給以上2級116号給」と改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。

第十四条第六号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改め、同条第十号イ中「参事官」を「総括参事官」に、「管理官」を「参事官」に、「隊長」を「及び隊長」に改め、「及び室長（通信指令室に置かれるものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。